

令和3年1月28日

多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金の活動に取り組む皆さまへ

地域共同活動による除排雪作業について

農業用施設の除排雪作業に、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用することができます。

対象

共用で使用している以下の農業用施設

・農用地、農業用ハウス、水路、農道、ため池等

※多面的機能支払交付金の場合、活動計画書に位置づけられた施設に限ります。

※中山間地域等直接支払交付金の場合、協定参加者の話し合いのうえ、合意を得ておく必要があります。

留意事項

- ・除排雪作業は、安全が確認できる状況になってからヘルメットを着用する等の対策をして複数人で行ってください。
- ・除雪機や重機を操作する際は、周囲に人がいないことを十分確認しましょう。
- ・参加者一人一人が事故防止の意識を持つことが大切です。

<詳細は、横手市の担当課へ相談してください。>

☎お問い合わせ先☎

県 平鹿地域振興局 農村整備課	0182-32-9509
横手市 農林整備課（多面）	0182-32-2114
横手市 農業振興課（中山間）	0182-32-2112